

第2回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年3月2日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年3月5日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年3月5日 午後2時07分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	監査委員事務局長	種子野謙二
農業委員会事務局長	園田達也	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 2 号 阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3 号 阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4 号 阿蘇市表彰条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 5 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 6 号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 9 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 10 号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 11 号 阿蘇市有地使用条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 12 号 阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 13 号 阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 14 号 阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 15 号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 16 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 17 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん、おはようございます。

開会前に佐藤市長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。報告でありますけれども、火口見学再開直後における自主規制について報告をさせていただきたいと思っております。

議員の皆さん方には 2 月 28 日に関係各位のご協力によりまして、火口見学が再開となった阿蘇中岳は、孤立型微動の回数が 3 月 1 日以降増加をし、1 日当たり 400 回を超える高い数値が表れています。また、火山ガス、二酸化硫黄の 1 日当たりの放出量も 3 月 4 日の現地調査によれば 1,300 t とやや多く、火山性地震の回数も多い状態が続いており、3 月 3 日午前 8 時 25 分に福岡管区気象台から「火山の状況に関する解説情報、臨時」が発表されました。これを受け、阿蘇火山防災会議協議会では、噴火警戒レベル 1 の範囲内ではありますが、見学者の方々の安全確保を最優先におおよそ 1 km 圏内を自主規制としました。約 3 年半ぶりの火口見学再開で、県内外の皆様は大変期待をされていたことと思っておりますが、火山活動が静穏化し、安心・安全な火口見学が確認できるまで、今しばらく自主規制とさせていただきたいと思っております。

ご報告を申し上げさせていただきました。

○議長（藏原博敏君） 改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 議案第 2 号 阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1、議案第 2 号「阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。ただ今議題とさせていただきました議案第 2 号、阿蘇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

議案集の 1 ページをお願いいたします。議案につきましては、1 ページから 13 ページまでを記載いたしております。

まず、提案理由といたしまして、本件は指定介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるため本条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、上位法の介護保険関係法令の改正に伴いまして、平成30年4月より県から市町村へ指定居宅介護支援事業所の指定権限が委嘱されます。この指定権限といたしましては、実施指導とか、それと事業の更新、また事業の廃止等の権限が市町村に委嘱されるということになります。その関係分につきまして、13ページまでの条文ということを新たに制定をさせていただいております。

なお、対象となります阿蘇市内の事業所は16事業所でございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。本日議題となります議案中、議案第3号、阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について及び議案第16号、平成29年度阿蘇市一般会計補正予算についてを除く他の議案については、ご承知のように会期中の日程に従って各常任委員会に付託をされます。従いまして、自己の委員会の件については、質疑をご遠慮願いたいと思います。

それでは、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2、議案第3号「阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について」は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。従って、議案第3号、阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第2 議案第3号 阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、議案第3号「阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） おはようございます。ただ今議題とさせていただきました議案第3号、阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は熊本地震の影響による豊肥本線不通区間の代替バス運休時等における高校生通学の利便性向上と保護者の経済的負担軽減を図るため、高校生通学支援費を助成したいので、本条例を制定するものでございます。

まず、第1条、趣旨でございますが、ただ今提案理由で述べさせていただきましたとおり、高校生通学支援費を助成することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

2条、定義でございますが、(4)路線バスという文言がございますが、この条例でいいます路線バスにつきましては、九州産交バス株式会社、または大分バス株式会社が運行する九州横断バス特急やまびこ号を言うということでございます。

第3条、助成の対象者といたしまして、阿蘇市内の区域内に居住し、定期券を有する生徒であって、代替えバスの運行時等において、路線バスを利用し、熊本県内の高等学校に通学する者とするということでございます。2項におきまして、熊本県内の中学校に通学する生徒であって、市長が特に必要と認めるものは助成の対象者とみなすということでございます。2項につきましては、阿蘇市の子どもであって、熊本市内の私立中学校に通う子どもさんがいる場合は、要件を満たせば本条例で補助の対象者とみなすということでございます。

15ページをお願いいたします。助成の範囲ということ、第4条でございますが、その額につきましては、規定で定めた区分に応じた助成単価に乗車回数に乗じて得た額とする。ただし、乗車回数は1箇月当たり10回を上限とするということにいたしております。

以下、助成金支出により必要とする条項を定めたものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日からといたしておるところでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原です。

この条例を制定することには何ら問題はないと考えておりますが、条例がやはり豊肥本線不通の間ということでもありますので、この条例は当然開通した場合には廃止をするということと考えていいのか。そのあたりの答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、当面開通をするまでの間ということでございますので、開通をすれば廃止をしていくということになります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） こういう条例ができたこと、つくっていただいたことを評価したいと思います。その中で、今後、保護者に対する説明会もあると思いますが、ちょっと問題点について説明されるのかどうか、お聞きします。問題点が、これができたとしても、観光客とバッティングしてやまびこに乗れないという場合が発生すると思います。それと、先日、大雪のときには翔陽高校と大津高校と一斉下校になって、JRバスに乗れない、やまびこ号は運休したという状況が出てきていますので、一斉下校の時間をずらすとか、何らかの工夫が必要だと思うんですけども、その問題点が発生したときに市に報告していただく体制とかも含めて、保護者に説明されるのかどうか、できればしていただきたいと思うんですけど、

いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問の、まず第1点目でございますが、観光客とバッシングする場合というご質問がございました。これにつきましては、あくまでも既存のやまびこ号に利用させていただくという現状でございますので、バス会社さんとも協議はさせていただいておりますけれども、5月の連休であったり、秋口の行楽シーズン等につきましては、時間帯によっては乗れないという状況が発生する場合がありますけれども、概ね1時間から1時間半の間に次のバス等が来ますので、ちょっと時間をずらして乗っていただくというふうな形を想定いたしております。

それと、今年、先ほどご指摘がありましたように、大雪で二重の峠が通れないという状況が続いております。今回の場合につきましては、受付の段階で子どもさん及び保護者の了解を得られれば、スマートフォン、携帯電話の情報を提供いただき、学校と連絡をしながら子どもさんなり保護者にそういった緊急時の非常事態についての告知を掛けていくということで予定をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それで、これは観光関係でもそうなんですけれども、やまびこに乗れませんでしたという報告は聞くんですが、それを産交なり、やまびこ関係者に問い合わせても、そういうことはありませんという返答が来ますので、もしよかったら、乗れなかったとしたら日時、どの便で乗れなかったかとか、その記録は付けといてくださいということ伝えておいていただければ、後々、産交、大分バスに言うときに、証拠というとおかしいですけどこういうことがありましたという事例の報告はできると思いますので、その点、よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の部分につきましては、学校とは打ち合わせをしまして、緊急事態なり、そういう状況があった折には、学校との連携により、記録なり連絡を教育委員会にさせていただくような体制を今整えておりますので、記録として残していきたいという具合に思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、議案第3号は原案のとおり可決され

ました。

日程第3 議案第4号 阿蘇市表彰条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第3 議案第4号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案集の17ページをお願いします。ただ今議題としていただきました議案第4号、阿蘇市表彰条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

提案の理由でありますけれども、本件は所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

18ページを基に説明させていただきます。阿蘇市表彰条例の改正につきましては、昨年の12月議会の中で新たに第10条といたしまして表彰の取消規定を設けたところでございます。読み上げますと、第10条といたしまして、被表彰者が禁固以上の刑に処せられ、また素行不良と認められるときには、表彰を取り消すことができる。ただ、この原文の改正の中に「素行不良」、非常に曖昧な定義でございましたので、今回削除させていただきます。表彰の取り消しにつきましては、被表彰者が禁固以上の刑に処せられたとき、この場合には表彰を取り消すことができる、そういうふうに変更をさせていただくところでございます。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） これは、不都合があったときに、条例をつくってもすぐさま改正するというところで、その過ちを改めるという姿勢に対して評価はしたいと思います。ただ、朝令暮改にならないように、今後気をつけていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今ご意見をいただきました。私どもといたしましても、やはり他の市町村ばかり意識することなく、阿蘇市としてきちっと説明できる条例を今後心掛けていきたいと思っております。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第5号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、議案第5号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の19ページをお願いします。議案第5号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。本件につきましては、ページ数的にも19ページから41ページと非常に多岐に亘っておりますので、概略を説明させていただきます。

まず、本条例の改正、12条立てで行っております。主な改正の内容といたしましては、まず国家公務員の給与改定に準じまして、阿蘇市の職員の給与改定、平成29年4月1日に遡って行うものが一つであります。2点目といたしましては、国家公務員法の勤勉手当が0.1月分上乘せになりましたので、その分についての改正が2点目。併せまして、国の特別職の期末手当、阿蘇市でいいますと市長、副市長、教育長、医療事業管理者、そして議員の皆様方になりますけれども、期末手当が0.05月上がりましたので、その分の改定になってきます。3点目といたしまして、これは人事院勧告とは直接的には関係ありませんけれども、所要の改正といたしまして、阿蘇市から阿蘇市以外の団体、熊本県でありますとか後期高齢者医療連合、そういうところに派遣されている職員の通勤手当についての改正を行っております。

まず、概要を申し上げますと19ページ、給与表があります。これは一般行政職の給与表ということで、新しい給与表がこの形に変更になってきます。

22ページをお願いします。下段になりますけれども、アといたしまして医療職の給与表1、この給料表につきましては、医師でありますとか歯科医師等の給与表になってきます。

24ページの一番下から医療職給与表2をお願いします。25ページ、26ページにわたっております。この給与表につきましては、病院診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、放射線技師等に適用する給与表になってきます。

27ページ、ウになってきますけれども、この医療職給与表3につきましては、看護師でありますとか、助産師の新しい給与表になっております。

31ページをお願い申し上げます。31ページの第2条ということで、下の部分になってきますけれども、通勤手当、これまでの分に記以下を追加いたしております。派遣職員、任命権者から阿蘇市以外の在勤地へ派遣された職員、通勤距離が30km以上、35km未満であれば1万8,700円、こういった形で今回追加を行っているところであります。通常の通勤者につきましては、これまでどおりの適用とさせていただきますようにしております。

35ページの新旧対照表をお願い申し上げます。まず第1条の、この四角の中の第20条になってきますけれども、これにつきましては平成29年4月1日に遡りまして職員、もしくは再任用職員の勤勉手当の額を0.1月分アップします。そういった条例になってきます。その下の第2条につきましては、通勤手当の分の新旧を入れております。

37ページに職員の勤勉手当0.1月分上がりますけれども、平成30年4月1日以降は0.1月分上がった割合を6月に0.05月、12月支給分に0.05月に振り分ける2段階方式での改正になっております。第3条、4条、5条、6条、続いておりますけれども、あとは38ページの第5条、一番下になります。市議会議員の報酬関係についての規定でありまして、平成29年4月1日に遡りまして12月分の期末手当を0.05月分上げます。その条例になります。中

段については、6月に0.025月、12月に0.025月に配分を見直す、そういった条例になっております。こういった形で、市長等の給与、または教育長の給与、病院事業管理者の給与につきまして、まず1段目として12月支給分の期末手当を0.05月上げる。平成30年4月1日からは6月分と12月分に割り振って支給を行う、そういった改正になります。非常に複雑な改正になっております。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 36ページの比較表と、先ほど説明した派遣の職員への距離が25kmからずっと分割で増えていったことの原因をちょっと説明してください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 通勤手当につきましては、以前までは25km以上が1万5,800円ということで、それが上限という形で設けさせていただいておりました。今回、熊本地震の影響で、先ほど教育委員会からもバスの支援を計画しておりますが、公共交通機関で通うということもできないという中で、我々が勤務を市外のほうに命じているという部分が発生しておりますので、そういった部分については国に準じた形で、国のほうもこの60km以上まで段階的に支給するという形になっておりますので、外部のほうへ勤務を命じている者について、今回から支給をするという形で条例を改正させていただいたものでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、震災の影響で不便なときだけの時限的なものなのか。

それと、あと通勤手当は変わらないでそのままということによろしいんですね。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） JRの復旧等々が出てくれば、その場でまた考えさせていただきたいと思っております。まだ、今回のものはいわゆる通勤手当でございますので。通勤手当の中が、左の35ページにありますように、通勤手当として我々が普通に2km以上から2,000円出ている、そのものでございますので。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第6号 阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、議案第6号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案集の42ページをお願い申し上げます。議案第6号、阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

まず、提案の理由でありますけれども、国民健康保険事業の財源確保のために保険税率を

改定したいので、今回、本条例の一部を改正するものでございます。保険税につきましては、合併後、平成 27 年 4 月に一部税率改正をさせていただいております。ご承知のとおり、現在平成 28 年度末の基金の残額 42 万 1,128 円になっております。年ごとの被保険者数も徐々に減ってきている。そういった中で、医療費は確実に 3%程度ずつ上がってきている。そういったこともありまして、今回、やむを得ず保険税率の改正をさせていただくことにいたしております。

43 ページからの新旧対照表についてご説明を申し上げます。保険税の算出にあたりましては、第 4 条に書いてある被保険者の医療費分、また第 7 条に書いてあります後期高齢者支援分、そして第 9 条の介護納付金分、その 3 つを合わせて国民健康保険税となっており、それぞれに所得割、均等割、平等割等がございます。

まず、第 4 条でありますけれども、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額でありますけれども、これまで 2 万 2,800 円に 1,600 円増額をさせていただきまして 2 万 4,400 円といたしたところであります。

第 7 条につきましては、後期高齢者支援分といたしまして、これまでの 6,000 円から 1,900 円引き上げまして 7,900 円、また介護納付金分につきましても、これまでの 1 万 1,400 円から 1,100 円引き上げさせていただきまして、1 万 2,500 円といたすものでございます。

第 23 条をお願いします。第 23 条の第 1 号につきましては、7 割軽減の世帯、下の方の第 2 号につきましては 5 割軽減の世帯、そして 44 ページ、第 3 号につきましては 2 割軽減の世帯ということで、それぞれ所得額に応じて 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の減額する額をここで定めているところであります。

以上、ご審議をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 結論として保険税が上がるということになると思うんですけれども、ちょっと看過できないところがあります。それで、今度新制度になっていく中で変わらないところじゃなかったのかなと思うんですけれども、新制度との兼ね合いについて説明をいただきたいのが一つと、国民健康保険というのは、例えば仕事を途中で辞められた方とかも国民健康保険に一時的に入ったりされますので、割合的には可能性としては 100%の方が通過する可能性もある保険ですので、一般財源からの補填というのも考えたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、今のところ、国民健康保険の制度を利用しないで終わられる、追加しないでいかれる方々の割合、阿蘇市において、そういったのはわかりますでしょうか。大方、前期高齢者等、仕事がずっと 65 歳まで続いて前期高齢者にいけば国民健康保険を使うことはないと思うんですけれども、そこらあたりで、大体のところ、失業とかすれば使うこともありますので、その使わない方々、使う方々、可能性も含めて何割ぐらいあるか、大まかなところでもいいんですけれども、わかりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えいたします。

正確な数字は把握しておりませんが、例えば会社勤めの方に扶養されていた方が、そういった場合は国保を通過しないで後期高齢に移行されるという場合はございます。正確な数字については把握しておりません。申し訳ありません。

今回の法改正によりまして、国が総額 3,400 億円の公費を投入するということになっております。1,700 億円については、もう平成 27 年度から投入されております。これについては、軽減分ですね、7 割、5 割、2 割とか、軽減分のほうに低所得者対策として既に導入されております。平成 30 年度からは新たに 1,700 億円ということで、これについては医療費の適正化に取り組みする自治体に手厚く配分するといった保険者努力支援分、こういった形、あるいは県に入ってきますが、特別調整交付金として、入ってその保険者努力支援分として配分されるといった形に使われることとなります。3,400 億円というのは、1 人当たり国保の全国で 3,400 万人ぐらいの方がいらっしゃいますが、1 人当たり 1 万円相当の公費の投入という形になりますが、本市の場合はそれ以上に財源が不足しておりますので、そういった形で今回上げさせていただくということにしております。ただし、満額をこの保険税に充てるということになりますと余りにも負担が大きいということで、満額入れた場合が今回 10%程度は上げざるを得ないような状況でございました。しかしながら、皆様ご存知のとおり、所得の低い方が多く加入されている、それと熊本地震の影響もありまして生活再建の途中ということもありまして、運営協議会にお諮りし、ご議論いただいた上で、全然上げないということはやはり公平性の観点で問題があるということで、ただし生活の確保というのも大事だと。先ほど総務部長もお答えいただきましたが、やはり自然増分ですね、毎年必ず医療費というものは上昇傾向にございます。せめてその分は応分のご負担をいただこうということで、今回 3%程度の増税ということでお諮りした次第でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 10%程度ということですがけれども、消費税の問題を聞いてもわかるように 10%というのは大きいと思うんですよね。それで、圧縮できないかという思いと、もう一つは厚生年金とか関係のときは結構給料が高いんですよね。だから納めるお金が大きいと思うんですけども、所得が少なくなったりとか、所得の少ない方が国民健康保険に入っているんで、当然、同じ人間ですから病気の確率は同じだと思うんですけど、納める保険料は少ないから財政がきついというのはわかるんですが、そこらあたりを公のものとして一般財源から補填しながら、10%も上げるというのはどうかなと思うんですけども。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 先ほどほけん課長が申しましたとおり、すべて保険税で補うならば 10%程度上げなければ収支が取れないということでございます。今回平成 30 年度の当初予算のほうにも一般会計、国民健康保険のほうにも上げておりますが、必要最低限の上げ幅は致し方ないということで、約 3%程度は税率改正をさせていただく。残りの分がもちろん足りませんので、その分については今回初めて一般会計からの繰り入れを行うという形で

予算を計上させていただいておりますので、これはまた、来年はどうなるのか、その次はどうなるのかは、毎年国保運営審議会の中で諮っていきながら、できるだけ負担が少なくて済むような形で取り上げていきたい。ただし、足りない分をすべて一般会計からの補填というのもやはり青天井になるといけませんので、そこら辺は十分協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 7 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、議案第 7 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 46 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 7 号、阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明をいたします。

提案理由でございますが、本件は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして所要の改正を行うため本条例を一部改正するものでございます。

47 ページをお願いいたします。新旧対照表をご覧ください。改正といたしましては、第 15 条、第 1 項の 2 号、その文書中、第 9 項を第 11 項に改めることでございますが、この内容といたしましては、国の上位法の改正によりまして、現在、幼保連携型認定こども園の認可等につきましては、都道府県、それと指定都市、中核市が行いまして、それ以外の認定こども園につきましては、都道府県が行うこととされておりますが、平成 30 年 4 月 1 日からは幼保連携型以外の認定こども園につきましては、認可の権限が指定都市に移譲されることの法律の一部改正に伴うものでございます。なお、中核市及びその他の市町村、これは阿蘇市も含まれますが、につきましては、影響はございません。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 8 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 7、議案第 8 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 48 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 8 号、阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明をいたします。

議案集の 49 ページ、提案理由でございますが、本件は持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、50 ページ、51 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。国民健康保険法の改正に伴いまして、各条文の文言を改めております。なお、第 4 条を追加したことに伴いまして、以降の条文を繰り下げております。また、50 ページの第 7 条です。全員協議会でも少し述べさせていただきましたが、第 7 条の葬祭費につきましては、現状が 3 万円となっております。ただ、今回熊本県国民健康保険運営方針に伴いまして県内統一とするというふうになりましたことから、2 万円に改めているところでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 7 条、前回の 6 条の 3 万円が 2 万円になるということですけど、大体火葬場が 1 万 5,000 円ぐらいしますよね。もし国民健康保険に入っていて、身寄りがなくて、誰も喪主になってくれないような方々の場合は、どういうふうな形で送り出されるような形になるのでしょうか。わかりましたら、ご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 今のご質問については、ちょっと私どもも把握はいたしておりませんが、生活保護とかだった場合だったら、生活保護のほうで実施しますし、旅行者等につきましては、行旅死亡人というのがありますので、そういう制度がございますけれども、今のご質問については、ちょっと今ここで把握しておりませんので、申し訳ございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 案外と 1 万円下がることで支障が出る方もいるかもしれないので、一応調べておいてください。よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 9 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 8、議案第 9 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 52 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 9 号、阿蘇市介護保険条例の一部改正について、ご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、その施行に伴いまして所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、53 ページをお願いいたします。新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第 4 条の 1 行目ですが、これまで第 6 期の介護保険計画期間が平成 27 年度から平成 29 年度でございましたので、今回新たに第 7 期の介護保険事業計画をつくりましたので、その期間といたしまして平成 30 年度から平成 32 年度といたしております。

また、第 1 号から第 9 号の介護保険料の年額を、ご覧のとおり改正をいたしておりますが、なお介護保険料の基準額となります第 5 号をご覧いただきたいと思っております。ここに年額、旧が年額 6 万 2,400 円、新が 6 万 8,400 円となっておりますが、これにつきましては、これまでの月額保険料は 5,200 円でございます。これを今回月額 5,700 円に改正するという形になります。

これの一番下になりますが、下の段の第 17 条の罰則につきましては、これまで配偶者、世帯主等の第 1 号に属するものという形になっておりましたが、介護保険法の改正によりまして、第 1 号を削りまして 1 号、2 号、いわゆるすべての範囲が拡大されたということでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 10 号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 9、議案第 10 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 54 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 10 号、阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、55 ページ、56 ページをご覧いただきたいと思っておりますが、第 3 条の 2 号から第 4 号にそれぞれ下線の部分を追加または改めております。そして、第 5 号を追加い

たしております。内容といたしましては、上位法の改正によりまして、平成30年4月から国民健康保険事業の広域化に伴いまして、住所地特例の対象者となっております国保の被保険者が75歳に到達した場合、従前の住所地の加入する後期高齢者医療広域連合が行う医療の被保険者となるというものでございます。非常にわかりにくいんですが、例えば阿蘇市の住民が、仮に大分県を一つの例にとりますと、大分県内の住所地特例対象施設、これは病院とか、老人ホームとか、介護保険施設等になりますが、その施設に住所を移して入所している場合、その場合は75歳に到達した場合、後期高齢に移行しますが、その場合、これまでは大分県の後期高齢者広域連合の被保険者という形になっておりました。ただし、今回の改正によりまして、従前の住所が阿蘇市でございますので、熊本県の後期高齢者広域連合の被保険者となるという法律改正でございます。なぜそのような形になったかといいますと、施設の入所者すべてが施設がある県の被保険者という形で行いますと施設が集中しているところ、その県の財政の不均衡が生じると、給付費が非常に増えるという形で不均衡を生じることがあります。その関係で、それを解消するために今回の法律を改正するということでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第10 議案第11号 阿蘇市有地使用条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第10、議案第11号「阿蘇市有地使用条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今議題としていただきました議案第11号、阿蘇市有地使用条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしまして、本件は所要の改正を行うために本条例の一部を改正するものでございます。

まず、第6条第1項中、貸乗馬について6万円を削るという部分でございます。58ページの新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。右が旧でございます。貸乗馬については6万円ということで、今回の改正でそこを削除しております。これの補足でございますが、草千里における貸乗馬につきましては、長年使用料を徴収しておりましたが、しかしながら年間6万円という使用料の算出根拠がかなり以前の積み上げによるものでございます。同エリアで営業しておりますレストラン等との整合性を図るために、これらと同様の土地賃貸借契約に基づく土地貸付の徴収と切り替えるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

この乗馬だけをそういう形で徴収しない、それと周りのレストランと一緒に状態にしていくと。実際に、噴火によって実際使用できなかった期間はありますけれども、今もそういう時期なんですけれども、今後、やはり乗馬によりお客さんがある程度増えてきた場合、そのときを考えたら、この規定は特例を付けて実際規制になった場合はなんぼという形にはできないものでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） この使用料は30数年前に設置されたものですが、売上状況により使用料が決められているような傾向にあります。それは、今、議員がおっしゃったように、また今後お客さんが来だしたときに、算定は検討したほうがいいんじゃないかということでございますけれども、これはレストランとかも同じでございます、なかなか売上状況での設定は非常に難しいということでございます。レストランとかも同じ条件の中で、入り込み数は同じ条件の中でのご商売でございますので、隣同士整合性を図るためにこの条例にいたしました。特に、乗馬クラブの方は構造物を持って、固定資産も持っておられますので、その土地の賃貸借の契約で考えていいかなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第11 議案第12号 阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第11、議案第12号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について阿蘇市有地使用条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） それでは、59ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第12号、阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、本件は周辺店舗と商店街への周遊を促し、滞在時間の延長を図り、併せて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

59ページの表でご説明いたします。駐車料金の欄でございます。1台1回につき最初の3時間まで300円、以後1時間ごと100円ということが改正になっております。これにつきましては、改正前が1時間100円でございますので、その部分が変わっております。基本的には、その部分だけでございまして、月額と定期駐車等、ほかの部分の最高額も変わっておりません。これにつきましては、通常の市外の駐車場等と料金を合わせるという形で代えております。最終的には、これで200万円程度は駐車料金がアップするのではないかと予想しているところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

実際、阿蘇神社もまだ復旧ができてない状態で、他の駐車場と合わせるということで、3時間につき300円、当初の駐車料金を300円にするということであれば、市内のほうはまだ安いんですね。コインパークとか、そういうのを見た場合。1時間100円で、あとはこういう1時間ごとに100円とか、そういう形じゃなくて、非常に安い金額なんで、これは阿蘇神社を見に来られた方が専用で止められるとか、外周の商店街、そういう方が多く止められると思うんですけども、現実的にまだ復旧をしてない状態なんで、この値上げの時期というのは早いのではないかと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の質問でございます。今の条例でいきますと、1時間当たり100円ということで、1時間ごとに料金が上がっていくような形になっております。市内等の駐車場につきましても、最初の1時間が300円とか、500円の設定でございまして、あとの1時間について、場所によっては30分刻みで50円上がったり、1時間刻みで100円上がったりという状況になっている駐車場のほうが多いかと思っておりますので、今回、1時間じゃなくて3時間ということにすることによって、お客様がゆっくり阿蘇神社を見ていただいたり、商店街を周遊していただくということで、1時間から3時間という形で最初の料金を設定させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第12 議案第13号 阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第12、議案第13号「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 議案書の63ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第13号、阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について、説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

63ページの中段ほどになりますが、専用使用ということで、今まで1時間ごとに申請をしていたいただいていたものを、今回利用状況等に合わせ、利用区分を午前、午後、夜間、前日に専用使用として新たに設けたものでございます。

詳細につきましては、68 ページの新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

まず、第5条、利用時間でございますが、アンダーラインのところでございますが、今まで午前7時から午後10時までにつきまして、7時から22時ということで文言を改めております。それから、第13条、使用料でございますが、ただし1時間未満の場合は1時間とみなすということで、ただし書きを追記いたしております。それから、専用使用料のところでございますが、各施設、先ほど言いましたように、今回新たな区分を設けまして専用での料金設定をさせていただいたところがございます。以下、69 ページ、70 ページ、71 ページの各施設につきまして、すべて同じような状況での設定をさせていただいております。

それから、72 ページ、一部使用ということで、こちらにつきましては、今まで1時間当たりの使用利用ということで設定いたしておいたものを、今回、管理運営費確保のために料金改正をいたしております。1時間当たりの使用料といたしまして、各施設ごと50円増額という形での新たな料金設定をさせていただいております。

72 ページの下段になりますけれども、農村公園あびかにつきまして、陸上競技場でございますが、今までフィールドとトラックに分けて受付をいたしておりましたけれども、安全面などを考え、今回、フィールドを使用する場合は全面使用ということにいたしております。また、料金につきましては、3種公認施設として近隣施設などを考慮し、新たな料金を設定いたしております。今まで陸上競技場全面使用につきましては800円でしたが、今回から陸上競技場全面使用につきましては1,500円という料金設定をさせていただいております。

73 ページでございますが、同じく農村公園あびかの陸上競技場につきましては、今まで個人使用がございました。弓道場も同様でございますが、今回新たに個人で申し込んで使用ができるということで、個人使用について新たな料金規定を設けているところでございます。

74 ページでございますが、閉校しました旧学校施設についてのグラウンド使用については今まで無料でございましたけれども、今回新たに1時間当たり250円ということで料金を設定させていただいたところがございます。夜間照明につきましては、一律1時間当たりの使用料を50円増額ということで新たな料金を設定させていただいております。

75 ページの施設についても、同様でございます。

施行期日としまして、平成30年10月1日から施行としているところでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番の園田でございます。

阿蘇市の農村公園あびかの法の多目的グラウンドで、こっちがサッカーが2面で1面900円ということで、陸上競技場の中のフィールドをサッカーで使う場合は、別に何か価格設定をしとかなないと非常に芝の傷みが激しいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

るところでございます。

施行期日につきましては、平成30年10月1日からということでしております。

以上、ご審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 学校施設ですが、これから部活から社会体育への移行と言われている話があるんですけども、そこらあたりとの整合性はどうなっていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、今回の料金改正につきましては、冒頭申し上げましたように、管理運営費の確保ということではございますが、今回から社会体育への移行等につきましては、当然各種団体、スポーツクラブ等に使っていただきますけれども、そういったところにつきましては、施行期日を10月1日ということで設けておりますので、約半年をかけて各種団体、今から移行するスポーツクラブ等については、時間を設けて説明をしていくということで対応しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原です。

今、部長が管理運営費確保ということで今回値上げをするということですが、今まで料金で管理運営費が不足していたんですか。足りなかったんですか。そのあたりの計算はできているんですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 学校施設につきましては、基本的には学校予算のほうで予算は組んでおりますけれども、社会体育施設としましては、年間の維持管理費が1億円以上ございますけれども、収益的には150万円から200万円程度しか収入は上がっていないという状況でございます。それを少しでも自己負担をしていただくことも必要であるということを考えております。

これまで合併後初めての改正になります。近隣市町村の使用料金と非常に差が、阿蘇市は安すぎるという状況がございますので、今回、第1段階改善させていただきたいということで、ある程度、値上げにつきましても少し押さえながら検討を進めてきたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。

ずっと朝から値上げ、値上げの案件で、ちょっとうんざりしておりましたが、今、教育課長の答弁にありますように、世間並みにしたという確認でいいですかね。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） はい。近隣市町村と、それから阿蘇郡内の町村に比べますとま

だ安い料金設定にしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 今まで子どもたちは放課後に遊ぶときには、自由に運動場を使っていたと思うんです。これからというのは、クラブというか、学校でそういう会合がなくなるわけですから、そうするとクラブか何かを使うことになるとう料金が必要になるということになってしまうわけでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 基本的に学校施設につきましては、学校行事が優先になります。学校の授業時間、それからいろんなレクリエーション等もあるかと思いますが、その時間帯については学校が先に行事として予約を入れますので、空き時間を開放していくというのが今回の条例の部分でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） もう一度申し上げますが、学校側が使うときはいいんですが、子どもたちが自由に遊ぶ場合というのが制限されるんじゃないかなと心配したわけです。というのは、4月からクラブ活動等が社会教育に変わるようですから、そうした場合に小学生が保護者と使う場合に料金が発生するんじゃないかということをお心配して質問したわけです。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 学校の就業時間がございますので、それ以降に保護者と交流をするとかいう場合は一応PTA行事になりますので、その時間までは学校行事に入っていくかと思ひます。ですから、学校が行事に使わないという時間について、開放していくと。その時間帯については、学校が使わないということで許可をして使用料金をいただくという形になりますので、それは各学校の行事の対応の仕方でまた変わっていくかと思ひます。

○議長（藏原博敏君） 7番も市原正君。

○7番（市原 正君） 値上げについて、さっきから課長の答弁の中に近隣町村との格差を是正するという言葉が入ってきましたけれども、その近隣町村と格差を是正するなら、もう近隣町村と一緒にすればいいじゃないですか。だから、結局どれぐらい今まであったのか。そして今回値上げをするのがどれぐらいのパーセントで上げるのか。さらには、また今後その近隣町村と足並みを揃えるというなら、それに合わせていくのかですよ。その辺の答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 今回の改正につきましては、合併後、ずっと料金の改定はしておりませんでした。災害関係も多くあったということで、今回災害が復旧したということで見直しをしていくということでございます。他町村と比較しまして、今回は、基本的には使用料につきましては算定した使用料が50円以上差がある場合にも条件的には50円で押さえようという設定をしてきておりますし、他のところの町村と比較しまして2倍以上まだ安いという場合もありましたので、最高2倍までが今回料金の改定につきましては押さえたい

すが、各学校施設につきましては、もう卓球台、卓球施設を設置いたしておりませんので、今回卓球の部分については、該当しない施設については削除をさせていただいているところでございます。

93 ページをお願いいたします。(4) 冷暖房施設等については、金額の変更は行っておりません。照明施設につきましては、同じく1時間当たり50円という形での増額をいたしてあります。コインロッカーについては今までどおり、その他の施設につきましては同じく50円増加という形にいたしているところでございます。

94 ページ(8) 用具につきましては、今までどおりということで料金の改正は行っておりません。(9) 放送施設でございますが、こちらは文言を放送施設ということで改めまして、1日当たり一式お借りすると1,000円ということで、1日当たりの設定に変えて改めて料金の設定をいたしてあります。武道場等につきましては、50円の使用料増加ということで、照明等については今までどおりということで設定をいたしてあります。

95 ページ、多目的広場でございますが、こちらについては今でストリートバスケットということの文言を削除して、ゲートボール1時間50円を増加したところで設定を新たにいたしてあります。

施行期日としましては、平成30年10月1日といたしておるところでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長(藏原博敏君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番(谷崎利浩君) 細かいことですがすみませんけれども、93ページの第一体育館の冷暖房なんですけど、1万5,000円とか、1万3500円とか設定してありますが、成人式とかでも行くんですけども、暖房効いてないような気がするんですけど、ここらあたりは、この料金取って、1日中付けて合うんですか。それとも、料金取っていいぐらいの温度までできるんですか。

○議長(藏原博敏君) 教育課長。

○教育課長(日田勝也君) 冷暖房につきましては、非常に老朽化しておりますのでなかなか暖房等の効き、あるいは冷房等の効きまでの時間が非常にかかる状況ではございますが、一応設定の時間帯に合わせてどのぐらい前から電源を入れるのかということで、体育館のほうで調整しながらやっております。この時間当たりの料金設定につきましては、やはり使用者のご理解をいただきながら協議して暖房を入れるか、入れないかというのは、その協議をした上でいきますので、十分な効果があるかどうかというのは、その使用者の判断になってきますけれども、ただ老朽化しておりますので、入れ替えを検討しておりますけれども、非常に高額であるために、将来的にもまた検討を進めていきたいと考えております。

○議長(藏原博敏君) 谷崎利浩君。

○4番(谷崎利浩君) 現在、概ね何時間前ぐらいから暖房を付けないと設定温度までいかないんですかね。

○議長(藏原博敏君) 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 使用する日時、例えば冬場ですと外気温関係が非常に影響しますので、その気温によっては2時間、3時間前から電源を入れなくてはならないという場合もあります。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 料金は、2時間、3時間分取らずに、使うのが1時間だったら1時間分ということになるんですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 実際、稼働する時間をいただくことになります。重油を焚きますので、その稼働時間はいただく形になります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第15、議案第16号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。従って、議案第16号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第15 議案第16号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第15、議案第16号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今議題としていただきました議案第16号、平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について、ご説明いたします。

別冊1をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。はじめに、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億416万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ219億556万円といたしております。第2条の繰越明許費補正につきましては5ページ、第3条の地方債補正につきましては6ページのほうで説明いたしたいと思っております。

はじめに5ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の補正でございます。今回、平成30年度に繰り越しが見込まれるものにつきまして、上の表、11事業になりますが、新たに追加を行ってございます。下の3つの事業につきましては、事業費が変更になったことで、今回変更を行っているものでございます。

6ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。歳入歳出のほうでも触れますけれども、今回災害公営住宅整備事業等過年補助災害復旧事業、阿蘇西小学校の建築工事に

係る部分でございますけれども、この分について新たな起債、要は借入れを行いますので、追加を2業務行ってございます。下の医療機器整備事業以下につきましては、事業費が確定したことで限度額の変更を行ってございますので、その所要の変更を行っているものでございます。

10 ページをお願いいたします。歳入でございます。今回、歳入で計上してございますのは、事業の確定により予算の増減を行ったものがほとんどでございますので、新たに追加したもののみご説明をさせていただきたいと思っております。

11 ページをお願いいたします。中ほどでございます。目5 災害復旧費国庫負担金でございます。節4 文教施設災害復旧費負担金として1億7,671万2,000円を計上いたしております。これは、阿蘇西小学校の事業の変更による負担金の追加分でございます。

12 ページをお願いいたします。目6 土木費国庫補助金でございます。節4 住宅費補助金の説明の欄の一番下の項目でございます。災害公営住宅整備事業費補助金として9億2,827万6,000円を計上いたしております。

17 ページをお願いいたします。款21 市債でございます。目6 土木債、節4 公営住宅債でございます。先ほど申しました公営住宅の国庫補助金の残り分につきましては、公営住宅債としての借入れを予定しているところでございます。

18 ページをお願いいたします。目9 災害復旧債、節2 過年災害復旧事業債の説明の欄の一番下でございます。先ほど申しました国庫負担金の過年補助災害復旧事業の残り分につきましては、2,640万円の起債を行うところでございます。7 ページと地方債補正と全く同じ内容になってございます。

歳入は以上です。

次に、歳出に入りますけれども、歳出につきましては、主なもののみ説明をさせていただきたいと思っております。

22 ページをお願いいたします。款3 民生費、目1 社会福祉総務費の節19 負担金補助及び交付金でございます。復興関連ボランティアセンター等運営推進事業補助金として240万円を計上いたしております。これにつきましては、復興関連業務を行うボランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会に対して、センター運営に要する経費を補助するものでございまして、1団体の補助上限額が240万円となっております。ですので、阿蘇市としましては阿蘇市社会福祉協議会に240万円の補助を行うという内容でございます。

26 ページをお願いいたします。款3 民生費の項4 災害救助費、目1 災害救助費でございます。節13 委託料では、応急修理委託料の6,283万2,000円を減額いたしておりますが、この内容は平成29年予定分の不用額の減でございます。応急修繕につきましては事業自体が平成30年度まで期限が延長されております。節20 扶助費、災害弔慰金の1,000万円の減額につきましては、相談はあったけれども申請がなかった3名分の減額分でございます。

27 ページをお願いいたします。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費の節21 の貸付金でございます。今回、阿蘇市病院事業会計への貸付金といたしまして2,700万円を計上いたしております。このページの目14 災害廃棄物処理費でございますが、これはご覧に

なってもおわかりのとおり、全額予算を減額いたしております。この内容といたしましては、平成 29 年度公費解体を含めます災害ごみの受け入れとして、見込みに基づきまして 8 億円ほどの予算を計上いたしておりますが、実際には平成 28 年の繰越分で予算が充足いたしたと、平成 28 年繰越分で対応ができましたので、結果的に平成 29 年度予算は不用となりましたので、全額減額を行っているものでございます。

28 ページをお願いいたします。同じ款の項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費でございます。阿蘇広域行政事務組合負担金の 1,468 万 6,000 円につきましては、実績による減額でございます。

29 ページをお願いいたします。款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金の説明の欄の下から 2 項目目でございます。担い手確保経営強化支援事業費補助金として 3,305 万 4,000 円を計上いたしておりますが、この内容といたしましては機械購入や施設整備を行います 7 つの経営体に国庫補助 2 分の 1 で行う事業でございます。

31 ページをお願いいたします。款 6 商工費、項 1 商工費、目 7 特産物推進費の節 15 工事請負費でございます。阿蘇市農産加工所解体工事に 200 万円の増額を行っておりますけれども、現在阿蘇市農産加工所につきましては解体工事を行っております、不測の事態で 200 万円の工事費の追加が必要になったということで 200 万円の増額を行っております。

32 ページをお願いいたします。同じく款項の目 9 地域振興対策費、節 13 委託料でございます。フィールドミュージアム構想実践事業委託料として 50 万円の減額を行っておりますが、この事業につきましては、12 月議会に計上いたした事業でございます。その後、事業が不採択となったことで予算の減額を行っているものでございます。

33 ページをお願いいたします。款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費の節 19 負担金補助及び交付金でございます。県道改修負担金として 794 万 7,000 円の増額を行っておりますが、この県道と申しますのは、いわゆる県道内牧坂梨線のことでございます。事業の確定によりまして 794 万 7,000 円の増額を行っているものでございます。

34 ページをお願いいたします。同じ款の項 5 住宅費、目 3 災害公営住宅建設費の節 13 委託料でございます。3,400 万円ほどの減額を行っておりますが、入札結果等で不用額が生じたために減額を行っているものでございます。

35 ページをお願いいたします。同じ目の節 15 工事請負費でございます。災害公営住宅建設費として 14 億 5,600 万円を計上いたしております。内容といたしましては、市内 3 箇所、阿蘇地区は小里でございます、20 戸分。一の宮地区については古神でございます 24 戸分、波野地区は大道でございます 6 戸分、計 50 戸分の住宅建設にかかります工事費用 14 億 5,600 万円を計上しているものでございます。

38 ページをお願いいたします。款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、節 13 委託料でございます。説明の欄でございますように、光熱水費の高騰によりまして、施設の管理委託料に不足が生じたので 1,266 万円の増額を行っております。その下の節 18 備品購入費でございます。これにつきましては、農村公園あびかが第三種公認を継続費として申請するがために備品について購入を行うものでございます。予算としましては 63 万 2,000 円でございます。

39 ページをお願いいたします。款 10 災害復旧費、項 3 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川等災害復旧費、節 15 工事請負費でございます。説明の欄の上の項目でございますが、現年補助災害復旧工事 900 万円の減につきましては、査定後事業費が確定したことでの減額でございます。下の過年補助災害復旧工事の 2 億 3,100 万円の減額につきましては、いわゆる年度間調整のことでございます。橋梁下部工 3 箇所が竣工しておるんですけども、上部工を行うために、この予算については平成 30 年度に計上するというので平成 29 年度分を減額しているものでございます。このページの一番下でございます。項 4 文教施設災害復旧費、目 1 公立学校施設災害復旧費、節 15 工事請負費でございます。全協のほうでも説明があったかと思いますが、現在建設を行ってございます阿蘇西小学校校舎の建設工事におきまして、基礎工事に工法の変更が生じ、事業費が変更となったことで 2 億 1,300 万円の追加、増額補正を行ってございます。

40 ページをお願いいたします。一番下の款 13 予備費でございます。今回の一般財源につきましては、予備費から 9,629 万 8,000 円を充当いたしておりますので、予備費が 9,629 万 8,000 円減額となりまして、残高 3 億 7,479 万 3,000 円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 質問いたします。

35 ページの災害公営住宅建設工事、以前の説明で需給バランスは取れているということでしたけれども、やはり復興住宅、北と東の方に偏重していて、南と西のほうにはありません。そういった意味で、ちょっとバランスが取れてないんじゃないかということで、もう一度そこから辺りの説明をお願いしたいんですけど、特に波野の募集が 2 戸でつくったのは 6 戸という話も聞いていますけど、それは本当なのかどうか。答弁をお願いします。

そして、アゼリアの重油に関する追加予算ですけども、これでもって総額いくら一般会計から出したことになるのか、それについてお尋ねします。

それと、40 ページの阿蘇西小学校の復旧工事ですが、こういう地質調査してみたら地盤が悪かったからやり変えますということが以前の医療センターでもありました。あのときは 10 億円の追加予算でした。確かに今回説明で聞くと、国庫補助がほとんど出すので、阿蘇市から出すことはほとんどないという話ですけども、国も 1,000 兆円以上の国債を抱えていまして、回り回って交付税が減ったりとか、健康保険税も今回上がるんですけども、そういった形で影響してきます。そういった意味で無駄はなるべくしたらいけないんですけども、ここで先日上寿園に行ったときには、1 階建ての建物だったんですけども、4 箇所、近辺、その建物の周辺を調査しているらしいです。にも関わらず、なぜ阿蘇西小学校は 1 箇所しか、ほかの箇所は 1 箇所、2 箇所ありますけれども、その場所だけ 1 箇所しかしなかったのは。それに対して 1 箇所がいいと判断されたのは誰なのか。

その 3 点についてお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 3点それぞれについて、ご答弁をお願いします。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 災害公営住宅の戸数についてお答えをいたします。

災害公営住宅の建設戸数につきましては、昨年度のアンケート調査に基づき71戸が必要だと想定して建設に向けての事業を進めているところでございますけれども、現在、仮設住宅とかみなし仮設あたりの供用期間延長の申請と併せまして、再度、自宅再建とか、公営住宅入居の希望などの調査を行っておりまして、今年の4月、5月ぐらいにはそれをまとめたと思います。その調査結果によりまして、もし不足等がございましたら、また災害公営住宅の建設自体を県あたりと協議を進めていきたいと考えているところでございます。

それと、波野の希望についてでございますけど、波野についても昨年アンケート段階で、概算的な調査でございましたので、実際、対象者というか、波野で家を解体された仮設入居の方は2名でございますが、希望としてはもう少しございましたので、はっきりした数字ということではございませんが、旧一の宮と旧阿蘇町のほうはRC造りで計画しておりますけれども、波野のほうでは木造の建設が必要ということで計画を進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 第2点目のアゼリアの経費についてでございますが、一般財源ということございまして、もともとの指定管理料が4,900万円ほどございます。今回、1,200万円が一般財源ということになりますので、ちょっと端数を抜きますと約6,000万円ほどが一般財源ということになります。

それから、3点目の阿蘇西小学校のボーリング、合計で3本ですけれども、市で予算化して付いたのが1本、最終的な判断はということでございますが、これにつきましては設計会社と教育委員会で協議をして1本にしたということでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 復興住宅については、これからも需給バランスを見ながら検討していくということですが、やはりお年寄りになると特に自分の集落からなるべく出たくない、例えば赤水の方が波野に行って住んだって、友達がいるわけでもない。なるべくだったら旧町村か、もっと言うなら集落、行政区の範囲で、小さな戸数でもいいから近くに住みたいという要望がありますので、検討の中に入れていただきたいと思います。

それと、阿蘇西小学校については、やはり2割以上の追加というのは高いと思います。そういった中で、設計会社と教育委員会で検討したということですが、以前の医療センターの反省から、そういった申し送り事項はなかったのか。議長がよければ当時の医療センターあたりからこういった形で市に申し送りがあったのかお聞きしたいんですけれども、だめだったら、市長か副市長か、そのときおられた方で医療センターのときの内容について反省点というか、そういったのが上がってきていたのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 災害公営住宅の建設場所についてでございますけれども、昨

年計画段階でもご説明をいたしましたけれども、被災者の緊急的な住居の確保ということでございましたので、阿蘇市有地である程度まとまった場所で、緊急的に用地買収等を必要としない早急な対応ができる場所を設定させていただいたところでございます。それと、今後についてですけれども、先ほど申し上げたように、これでも不足ということであれば、市有地で空いているところになりますと、ある程度制限がありますので、利便性の高いようなところを含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 医療センターの建設の際の地下の不良土壌の件ですけれども、金額的なものはちょっと今は覚えておりません。やはりあの工事も、工事に入ったら非常に軟弱土壌だったということにして、それに関して、行政間で特に今おっしゃられたような事務上の申し送りとかいうところは特にあっておりません。いわゆるおっしゃりたいのは、例えばボーリング調査をもっと細かくやったほうがいいとか、そういったことだと思いますけれども、その時点ではそういった申し送り事項というのは特にあっておりません。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） そういうことでしたら、当時追加予算が10億円だったと記憶しておりますが、やっぱりそのときにもうちょっと私としても言うておかないといけなかったかなと、そういうふうに反省します。今後もそうですけれども、やはり震災の後で地盤がどうなっているかわからないというところでもあるし、これからいろんな建設、復興住宅にしても建設するにあたって、地盤調査についてはもうちょっと力を入れるような形でコンサルタントを設計業者と突っ込んでもうちょっと協議していただきたいと思っております。それに対して、どなたか答弁される方がおられましたら、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 地質調査について、もっと詳しくというところでございますけれども、今回の阿蘇西については、近接地に調査したことがあったということで、このような取り扱いになったかと思えます。今、取り組んでおります波野の庁舎ですけれども、あそこ辺りもボーリング調査を敷地内、何本かやっております、そういったことで設計を進めております。今後につきましては、ただ今のご意見も真摯に受け止めて、地質調査についてはそれなりの予算を確保していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 6番、菅でございます

1点だけ。今の谷崎君の関連で質問させていただきます。その公立学校の災害復旧工事のこの杭打ちの件ですね。杭打ちの件で、阿蘇西小学校がRCの3階建てだったと思っておりますが、そのときの、旧阿蘇町の工事だということで資料もなかったのか、そこら辺はわかりませんが、杭打ちもあったろうと思うんですよ、そのRCの3階ということですね。そういった

杭打ちの資料とかはなかったのか、お伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件でございますが、当然災害査定を受けて国に申請をする段階で阿蘇西小学校の旧3階建ての校舎については、設計図、いろんな所見を倉庫等から引っ張り出して災害査定を受けております。そのときに図面は出てきておりまして、杭につきましては概ね50本ほど、9mぐらい打ってあるという図面はありました。ただし、そのときも当然のことながら、昭和46年当時でございますが、ボーリング調査はしてあるものということは想定はできますけれども、ボーリングに係る地質データの資料等については、一切書類が残ってなかったという状況の中で、図面だけでございました。それを一応もとにいろいろ参考にしながら、先ほどお話がありましたように敷地内全体で3本という形での設計で進めたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 大体わかったんですが、大事な杭打ちの資料がないということですよ。今度の場合もいろいろ学校工事とか、災害復旧工事とかありりますが、そういった一番基礎となる杭打ちですね、ボーリング調査、そういった調査の保存、資料の保管、そういったものが少し怠慢になっているんじゃないかなと思っております。そういった保管等は、合併になってからびしゃっとした保管はされていると思っております。一番大事な資料がなくて、何か後手後手に回るような、こっちから見るとそういった感じが見受けられますので、そういった資料の保管等はどのようにされておられるのか、お伺いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 書類の保管につきましては、学校に図面の複写がありますけれども、内牧の公民館の金庫に、教育委員会の金庫がございますけれども、そちらのほうに保管をしているところでありますが、ちょっと年代が古くて探し出せなかったということでございます。大変申し訳ございません。ただ、同一敷地内に阿蘇西小学校の体育館がございます。こちらは平成19年度につくっておりますが、そのときも杭は56本、38m打ち込んでおりますけれども、こういったことはなかったと。地中の石については出てこなかった関係上、同じ施工方法でいけると、地質調査も3本しておりますので、間違いなかうというところでもございましたが、今回、2m、7mのところに出てしまったということでございます。前回の阿蘇西小の体育館については、支障なく打てたというのが過信過ぎたのかなと反省しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 部長、わかりました。それで、災害の補助金ということで財源が確保できているということで、何ら問題はないとは思いますが、やはり今からこういった大きい工事をするにあたって、一番大事な資料の保管とかは厳重にさせていただき、次の工事をするときにさっと資料を見られるような体制づくりをしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。あと2、3分ございますが、他に質疑の挙手もた

くさん出ております。午前中の会議をこの辺で止めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

質疑がある方は、挙手をお願いします。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） それでは、29ページの担い手確保経営強化支援事業補助金と、その下の熊本土利用型農業競争強化支援事業補助金の詳細ですね。特に上の経営体経営強化支援事業は7経営体ということで先ほど説明がありました。だから、経営の内容と事業の規模ですね。その下のやつは詳細をお願いいたします。

それからもう1点、39ページの15の工事請負費の中で、先ほど説明がありました過年補助災害復旧工事が30年に持ち越しということでありましたが、これの詳細ですね。それと、その工事の進捗状況を質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の29ページの農業振興費、中下段でございますけれども、担い手確保経営強化支援事業補助金でございます。今回3,305万4,000円計上させていただいておりますけれども、当事業については平成27年度に国のTPP関連事業ということで、制度化された事業でございます。今回、国の12月補正予算の閣議決定に伴います追加配分ということで、年明けまして今年の1月でございますけれども、阿蘇市の認定農業者、それから認定新規就農者にご案内いたしまして、今回、規模拡大でございますとか、6次産業化等々のポイントが制度化されております。こちらの9ポイント以上の部分の経営体を旧町村ごとに加算いたしまして、それぞれ旧一の宮地区で3経営体、それから旧阿蘇町地区で4経営体ということでございます。このうち、農業法人ということで3法人、それから4つの個別経営体ということでございます。内容については、農業用施設、ハウスでございますとか、農業機械、トラクター、田植機等々の事業内容になっております。補助率といたしまして2分の1以内でございます。

それから、その下段でございます。熊本土利用型農業競争力強化支援事業補助金でございますが、こちら今年度県の予算配分ということでできております。内容については、事業主体といたしまして農事組合法人黒流でございますが、平成27年度に集落営農が法人化した阿蘇市で第1号の法人でございます。こちらが事業主体で、管理作業車の導入ということで、主に大豆の中耕培土を用いる機械でございます。補助率といたしまして2分の1になります。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 過年補助災害復旧工事の△2億3,100万円の詳細ということで、財政課長から橋梁等ということでお話がございました。橋梁も含めまして、河川等もござい

ます。平成 29 年度精算で予定しておりました国から来る予算が平成 30 年度に回るということで、マイナス計上しているところがございます。橋梁については、下部工も含めまして、上部工はまだ梅雨明けということになりますので、平成 30 年度いっぱいを予定しております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 今の 2 つについては、大体わかりましたが、もう 1 点。阿蘇西小学校のことがさっきから質問がされております。予算については、私は納得ですが、3 月 2 日に全員協議会があって、説明を受けました。そして、そのときに 3 月 3 日の P T A 総会で説明するというのでしたので、その説明した後の感触、皆さんの理解はどういうことであったか。区長さんにも説明されたと聞いておりますが、区長さんたちの意見はどういう意見であったか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問でございますが、3 月 3 日に P T A 総会で説明した折に雰囲気としましては、質問は出ませんでした、やはり 3 学期には入れないという状況でしたので、大変がっかりされておられるようなイメージでありました。P T A の総会が終わりました後に区長さんのほうを回らせていただいております。3 日の日に回れなかった区長さんについては、昨日回っております。1 名の区長さんが昨日、一昨日確認が取れておりません。電話でもちょっと連絡が取れませんので、1 名の区長さんについては、今日も含めて連絡を取りたいと思います。確認が取れた区長さんにつきましては、それぞれ経緯、状況、今後の経過等について説明をさせていただきました。いろいろご指摘もいただいて、議員の皆さん方からご指摘をいただいたように、もう少しボーリング調査でもすればよかったんじゃないかというご指摘は、それぞれの区長さんからいただいたところがございます。区長さんのほうも、結果そういうことであれば仕方がないということでのご理解をいただいたんですけれども、子どものために教育委員会として業者と協議をしながら、少しでも早く竣工するように努力をしてくれというご指摘をいただいておりますので、我々もそのご意見を基に 1 日でも早く竣工するように今後努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。4 点あります。

まず 22 ページです。復興基金からの支出ということでもありますけれども、このボランティアの部分については、社協に出すということですが、これは県からの金なのか、県下統一されて、この 240 万円という金額が出ているのか。そのあたりの説明を求めたいと思います。

それから、31 ページ、阿蘇市の農産加工所の解体工事、不測の事態があって 200 万円の増額、不測の事態とは何があったのか、その説明を求めます。

それから、35 ページ、先ほどから出ています災害公営住宅建設工事、小里の分はさっき、先般の臨時議会で契約できたということですが、今後その古神と大道、これについてはいつごろの入札等を計画しているのか。金額は大体古神はどれぐらいなのか、大道がどれぐらいになるのか、その辺の説明を求めます。

一応、今の3点について説明を求めます。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） お答えします。

22ページの復興関連ボランティアセンター等ということでございますが、これは当初からの復興基金の中からメニューとしてありました。このセンターを置いている社会福祉協議会が一応体制を整えているということで、なかなか実績が、本年の29年4月から30年の3月いっぱいということで、あまりないということで補正で今回、実績はあまりないんですけども体制を整えておれば、そのための人件費、いろんな部分については最高限度額240万円ということで予算を上げております。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 阿蘇市農産加工所解体工事の不測の事態ということで、こちらにつきましては平成元年に旧一の宮町が国より売買しております。午前中もありましたように、その段階で図面がないということもありまして、基礎コンの部分が解体しないとわからないということで、当所の段階の見積もりが少しあまいと、数量が足らなかったということでコンクリートの産廃関係等々が足りないという形で追加の補正予算という形になっております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 災害公営住宅の入札等のスケジュールということでございますけれども、今現在、あとの3団地、古神、小里、大道についてはまだ設計中ということでございますので、概ね設計のほうは5月ぐらいには完了するかと思います。その後、建築確認等を含めまして入札等の手続きをいたしますので、夏場ぐらいには入札、それから議会承認等で契約になろうかと思っております。

それと、金額でございますけれども、外構を除きますと大体古神のほうは6億2,000万円程度、小里が7億1,000万円、それと大道9,000万円ぐらいではなかろうかなど。あと外構等がございますので、それとまた物価のスライドとか、このあいだ申し上げたように実費による経費の見直し等もございますので、かなり変わろうかと思っておりますけど、概ねそれぐらいで予定をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 先ほど解体工事で図面がないということで、まちづくり課長からの説明がありましたけれども、やはり先ほどから菅議員もその阿蘇西に関連して話をしておられます。いろんな形で、やはり杭打ちにしろ、その解体工事にしろですよ、いろんな過去の資料、そういったものがやはり保管がされてあるのか、きちっと。そういったことをすることによって、今回の阿蘇西のようなことも防げたのではないかと考えていますので、そのあたりの保管については、担当の所管はどう思っているのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 図面が今回もないということで、阿蘇市といたしましては文書

の保存等につきましては文書管理規程というものを設けまして、それに則った保存、いろんな保存年限、最長 30 年、最短のものは随時廃棄等もありますが、そういったもので規定をしております。今回も図面がまた見あたらないという形になっておりますので、そこら辺のところを職員にも周知徹底を図ってまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

11 番、湯浅正司君。

○11 番（湯浅正司君） 11 番、湯浅です。1 つだけお願いします。

30 ページの地籍調査事業費で、波野分とありますけど、これ地籍調査、波野のほうは大体あと 25 年から 30 年かかるんじゃないかという説明がありまして、これが逆に 420 万円マイナスになっておりますが、これは大体プラスにしてどんどんやっていかなければならないと思いますけど、どういう理由で 420 万円減ったか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今の質問にお答えいたします。

現在、地籍調査を波野地区はやっております。平成 29 年度は一筆調査を地震の関係等もあって中止してございまして、この設計委託料のほうで、当初それほど見込んでおりましたが、入札の結果、不用額が出たということで、その減額分を出しております。調査の委託料の最初の部分については、その設計の委託料で賄えたということでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

2 番、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番、竹原です。

2 点だけちょっとお聞きしたいんですけど、まずは 35 ページですけれども、消防費の中で防火水槽と防火水槽の撤去、それから新設、これが全部減額になっていきますけれども、これは多分震災で業者がいなかったという形になると思うんですけども、これまた来年度この予算についてはそのまま繰り越しがなされるのか、その辺をちょっとお聞きしたいのと、それとあと先ほどから出ています阿蘇西小学校の件なんですけれども、これは当初の杭打ちの方法と金額ですね、見積金額、そしてあとの 2 億円以上の追加予算が出ていきますけれども、これ図面を見た限り 59 本ケーシングを打つような形で 40m 打つという形になっていきますが、これを単純に割ってみた場合、1 箇所当たり 300 万円近くの追加が出るとのわけですね。ですから、その辺がちょっと、私も実際今まで土木工事にずっと携わってきましたけど、あまりにもちょっと追加金額が大きいという感じを受けましたので、その辺をちょっと具体的にお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 資料 35 ページの消防費の防火水槽工事につきましては、今回、まず防火水槽 600 万円につきましては、狩尾 1 区、甲賀無田のところの高い段差がありまして、あそこの工事を予定しておりましたが、県の道路工事が遅れておる関係で、これは来年度に、平成 30 年度の予算で対応させていただくというところで考えております。

また、防火水槽の撤去工事につきましては、9 月に本議会において追加をさせていただきます。

ましたところ、地元からは取り下げという形でご意見がまとまったということで、撤去不要という流れになりまして、今回減額させていただいているものでございます。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今ご質問がありました阿蘇西小学校の杭打ちの追加分でございますが、工事費の積算につきましては2日の全協でも申し上げましたとおり、公共事業単価の一般的な単価物価、それから国土交通省が示す単価物価等を基に積算をいたしております。それから、同じ工法による他自治体の単価比較もして妥当であるという判断をしたところでございますが、本件につきましては、当然ながら補助事業ということで補助をもらう兼ね合いで文科省のほうに設計金額についても協議を重ねております。ですから、今回、予算としましては2億1,300万円でございますが、杭打ちに係る経費については2億400万円ほどを杭打ちの事業ということで見ておりますけれども、そのほぼ全額が補助対象ということで文科省の基準に合致をいたしておりますので、補助単価あたりにもはまる範囲内ということで、適正な価格ということで見ておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 防火水槽の件なんですけど、これ結局次年度に繰り越しで、予算的にまだ追加というんですかね、ひとつは次年度に繰り越しになったと。そしたら、新たにもう1箇所新設とか、そういう形で考えていらっしゃるのか。

それと、次の阿蘇西小学校の件なんですけれども、これ実際適正であるという形なんですけれども、現実的に、工法的には当初の工法と追加の工法ですね、その辺の工法の違いをちょっと聞かせていただけないでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 甲賀無田の防火水槽の件でよろしかったですね。甲賀無田の防火水槽の件につきましては、今、道路工事を県が進めておりまして、今のものがそのまま使えるのであれば、そこの給水等も比較的安いもので済むのではないかとということになっておりますが、まだ具体的な形が見えておりません。この予算につきましては、新年度の予算で、今、1基800万円ほどがかかると、人件費等の高騰がございまして、800万円ほどが予定されておりましたので、平成30年度の予算で計上させていただくということにしております。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今お話がありました工法でございますが、当初の工法につきましては、38mの支持層まで転石、それから岩盤等が見受けられないというデータをもとに、ドリルをイメージしてもらったほうがいいと思いますが、ドリルで支持層まで穴を掘って、その中に杭を打ち込むという工法で、当初予定としては1日に2本はいけるという設計見込みで立てておりました。今回、申し上げましたように不測の事態ということで、浅いところは2m、大きいところでは10m前後のところはかなり巨大な転石があるということで、2日の日にお配りをした資料の2枚目になりますけれども、中間層でものすごい転石があるということで、当初の工法ではそれをどうしても突き抜けることができないということでございますので、その岩盤を砕く機械に入れ替えをして杭を打たなきゃならないという状況が発

生しましたもんですから、今回、その岩盤を打ち砕いて 38m の支持層まで行くという工法に切り替えをいたしております。その工法が今回追加予算をいただいた工法ということになっております。単価につきまして、再度申し上げますけれども、当然国の基準にはまらない設計額になれば、補助対象としては当然認められないということになりますので、その分は今回全額ということになっておりますので、重ねてでございますが申し上げます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 5 ページの明許繰越と、今問題になっております阿蘇西小学校についてお尋ねいたします。

まず、5 ページの明許繰越の中に、畜産クラスター事業が、一つは凍結ですけれども、7 事業体あたりが繰越しにしていなはなぜかということをお尋ねいたします。

それと、阿蘇西小学校関係ですけれども、全協のときにも言いましたけれども、尾ヶ石、甲賀無田地区の地質調査とか、阿蘇ホテルあたりを見てみますと、とても阿蘇の土質には私は特別興味を持ちました。それと、乙姫を中心に、永草を中心に焼石があるというのもよく認識しております。そういう中ですけれども、昨日、おかげで上寿園の工事関係者とお会いしてこれを聞く機会があったんですけれども、今、お断りはされておりますけれども、一番の問題は、やっぱり地質調査、地盤調査が周辺の状況を踏まえて、こういう指針に基づきますと 300 m² から 500 m² で 1 箇所は取らにやならんと、あそこの地盤調査で杭を 1 つしか調査しなかったのはどうしてか。

それと、その地盤調査は φ75 mm で何 m 調査したのかをお尋ねします。

それと、調査したときの資料、専門的な言葉で柱状図という言葉があるようですけれども、柱状図あたりを公開していただきたい思います。

それと、試験杭ですけれども、試験杭が φ65 ですけれども、この図面の目が小さくて緑が読めませんけれども、φ65 で、何本で何 m しているのかですね。図面で字がちょっと見えませんので説明をお願いします。

それと、全部で変更するのは φ58 とか 59 とかなっており、聞きますけれども、何本杭を変更するのか。その杭の変更のとき、やっぱり専門的な言葉ですけれども、成績表の提出を求めます。

それと、先ほど竹原議員が言われましたけれども、工法の変更で φ75 になったときの単価を、査定の基準には合っていると思いますけれども、単価をお聞きいたします。

以上、2 点質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 5 ページの繰越明許費補正でございますけれども、今回、議員おっしゃいますように畜産クラスター事業については事故繰越ということで、現在国に承認申請をクラスター協議会から、それから市を通しまして県にお上げをしております。実際まだ国から事故繰越の承認が下りてきておりません。従いまして承認が下り次第、専決補正で

今回の事故繰越補正を計上させていただくという予定にいたしております。クラスター以外も災害復旧事業、それから被災者支援の経営体育成事業につきましても事故繰越がございますので、併せまして今後計上を予定させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ちょっと補足させていただきます。予算書に出ております繰越明許費というのは、29年度から30年度に繰越予算を計上しております。畜産クラスター事業は平成28年度の予算でございます、去年の予算でこの繰り越しの手続きはされております。今、あっているのは事故繰越という、さらにもう1年延ばす手続きでございます、この事故繰越につきましては予算上は出てまいりません。結果として事故繰越報告書という方で議会に報告する形になります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今ご質問があったとおりでございますが、まずはじめに地質調査をしたメーター数でございますが、40mまで掘っております。それから、当然その分についての柱状図、データはいただいておりますので、今現在お配りすることができませんので、後でお配りをいたしたいと思っております。

それから65φで掘りました部分につきましては、実質対応した部分は7本でございますが、1本については10mでつかまって、それ以上対応ができてないということで、実質6本でございます。

それから、当然、最終的な工法について完了をすれば成果品ということで、成果品については設計の中でいただくということにいたしております。

それから、単価ということでございますが、設計単価についてはちょっと手元に用意をいたしておきませんので、具体的な数字はわかりませんが、単純に割りますと、先ほどからお話があるように1本当たりとしては340～350万円程度になります。ただ、これはあくまでも全体経費で割るということでございますので、機械の運送、搬入、それから組み立て等の必要も当然含まれますので、実質的な掘削単価という部分については、それからある程度落ちてくるということで、こちらについても具体的な数字を取りまとめまして、またご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） じゃ、この期間中に柱状図あたりをちょっと見せていただきたいと思っております。

それと、一番当初言われました地盤調査が、先ほどから意見が出ておりますけれども、一番問題、課題があったんじゃないかならうかと思っておりますけれども、その地盤調査あたりが何も当たらなかったというのが不思議でならんわけですよ。永水を中心に乙姫地区とか、あっちの西部地区については、もう焼石があるというのは、阿蘇谷の常識になっているわけですね。常識で杭打ったら何も当たらないということですけども、この掘削工法に変えたのは、どうしてこのような工法に変えたのかをまた設計会社あたりとも相談されていると思

いますけれども、どうしてこの工法に変えたのかですね。

それと、単純なことですけれども、この全協で来られた資料ですね、この3ページの転石ですか、これがφ65で掘るのが妥当じゃなかろうかと思っておりますけれども、この転石に掘ってある穴は10cm足らずの穴ですね。この写真と掘削の穴が違っているのはどうしてでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） まず、初めのご質問で工法についてでございますが、今回出てきました岩盤につきましては、通常言う焼石とかいう岩盤ではなくて、私もちょっと専門的ではありませんが、普通言う、ものすごい堅い岩ということ、焼石ではない岩盤ということで、非常に硬い石でございます。焼石等であれば、当然通常の機械で掘削ができますので、そこは何ら支障はないところですが、今回は非常に硬い石ということでございますので、今回、工法を変えなければ、その石といいますか、転石を砕けないということでございますので、今回こういう工法に変えたというのが理由でございます。

それから、写真でございますが、写真が示す穴につきましては、当初1本しか、阿蘇市が今回の事業で行いましたボーリング調査の光景でございます。ですから、ボーリング調査をした折にそういった形で転石の側面をかすめたという形でございますので、後で柱状図をまたお配りしますが、柱状図の中ではその部分が20～30cmの石というデータだけで、それから下については何もないという形でございます。当然、おっしゃるとおり1本にした理由につきましては、前回も述べましたとおり、今回の規模から言いますと通常3本程度で妥当だろうという判断をしたところでございますが、一の宮小学校、阿蘇中学校が新築の折に5本を掘削いたしております。その規模から言いますと半分以下ということになるので、全体で3本が妥当だろうという判断をいたしたところでございます。ただ、今回の予算で計上は1本でございます。体育館のデータ、それから以前にも申し上げましたとおり、同じ敷地内に九電が試掘をしましたデータがあって、そのデータをいただけるということでしたので、その3本のデータにより対応したということでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） いずれにしても、柱状図あたりを見せていただきたいと思います。

その中で、試験杭が6本打たれておりますけれども、試験杭の6本の中で、これも今は焼石と言いましたけれども、焼石よりも堅い地盤だということですが、その成績表というのがあるはずですが、その成績表をぜひ、それも見せていただきたいと思います。

そういう中ですが、住民から見れば、本当にそういう工法を変えたばかり、確かに大きい工法の変更だと思いますけれども、φ75の追加金額は、部長が言われましたように国の査定でも通っている金額と申しますけれども、金額の単価はいくらでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 単価でございますが、ただ今申し上げましたとおり、全体では60本ありますので単純に、実質的には2億300万円ぐらいの契約になってくるかと思いますが、本数で割るとということになると340万円程度になります。ただし、これを単価というの

か、1 本当たりの経費というのかにつきましては、今言いましたようにこの設計の中にはその機械を持ってくる部分の搬入経費、それから大規模な機械でございますので解体をして持ってきてきますので、現場で組み立てをする、それから当然工事が終われば、撤去にあたっては解体をしてまた持って行って返すという状況になりますので、そういった組み立て、解体の経費も一応含まれておりますので、実質的な杭の単価につきましては、設計図書の中でひらい出しをして、また後のほうで提示をしていきたいという具合に思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

田中則次君。

○18 番（田中則次君） 18 番、田中でございます。

先ほどから、議会の承認を得るためと思いますが、当然、先ほど解体工事、この件につきましては、基礎工事が含まれていないのは当初から恐らくわかっと思うんですね。ですから、当初予算に上げるとき、やっぱり上物ですから、下はまだ図面もございませんので変更が当然出てきますとかという話が出るとこんな話にはならないと思います。

それと、全体的にやっぱり杭の問題も、病院の問題から今回の問題、私は一番最初、阿蘇中学校のときにそうなんです、話をしておりましたが、後付け、後付けで出てきます。ですから、その辺のところを行政としてやっぱり事後のことも考えながら、今回の教訓をよく踏まえて対応して、これから土木部を中心に、専門職じゃない教育部かもしれないですが、土木部、そして総務部含めて全体的に対応していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 今、田中議員からご指摘がありましたとおり、当初、設計施工の段階で説明不足があったということは、大変反省をいたしております。今後、いろいろ公共事業につきましては、教育委員会だけではなくて、阿蘇市全体いろいろあると思いますので、不測の事態が発生するような部分については、十分説明なりさせていただいた上で今後の事業の展開については行っていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5 番、園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 5 番、園田でございます。

35 ページの災害公営住宅の小里に 20 戸、10 戸が 2 棟だと聞いておりますが、ここは平成 24 年の水害のときも約 2m 水が増水しております。いろいろ設計の話も先ほどから出ておりますが、そのあたりはきっちりと考慮されていますか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 小里団地の計画でございますけれども、小里につきましては、前回水害で水位が上がったということで、当然激特事業での対応もされているとは思いますが、今回の設計でも、今の地盤より 1m ぐらい上げて設計をするように調整をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより議案第 16 号を採決いたします。議案第 16 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。従って、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 17 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第、議案第 17 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今議題としていただきました議案第 17 号、平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明を申し上げます。

資料は別冊 2 をお願いいたします。

1 ページでございますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 209 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 6 億 7,464 万 1,000 円といたしております。

3 ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございますが、款 2 事業費、項 1 下水道事業費の社会資本整備総合交付金に伴います管渠整備処理場改築更新事業費の 1 億 7,676 万 9,000 円、それと款 5 災害復旧費、項 1 下水道施設災害復旧費の起債事業によります管渠復旧工事の 1,600 万円につきましては、熊本地震災害によります膨大な復旧工事等の影響によりまして、資材の調達、それと作業員の不足等によりまして、年度内完成が困難になったため繰り越しをお願いするものでございます。

5 ページをお願いいたします。2 の歳入でございますが、款 2 使用料及び手数料、目 1 下水道使用料につきましては、既定の額から 209 万 9,000 円を減額いたしまして 1 億 653 万円 4,000 円といたしております。

6 ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、6 ページの款 1 の総務費から 7 ページ、8 ページの款 5 災害復旧費、目 1 下水道施設災害復旧費につきましては、職員給与に関する条例等の改正に伴います人件費と、年度末の精算見込みに伴います補正を行っております。これらによりまして、歳出合計を既定の額から 209 万 9,000 円減額いたしまして、6 億 7,464 万 1,000 円といたしております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 18 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 17、議案第 18 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 18 号、平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊 3 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。第 1 条です。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ 722 万 6,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 43 億 6,804 万 1,000 円と定めました。

4 ページをお願いします。歳入でございます。年度末を迎えまして、国・県支出金の交付額決定によりまして必要額を調整しております。主なものといたしましては、真ん中の行でございますが、款 4 国庫支出金、目 1 財政調整交付金、節 2 特別調整交付金につきまして 2,272 万 1,000 円を計上しております。こちらにつきましては、経営努力分といたしまして、医療費適正化の取り組みが評価され、交付金の増額を受けるものでございます。

続きまして、5 ページをお願いします。款 8 共同事業交付金といたしまして、合計 2,404 万 9,000 円を減額しております。この共同事業につきましては、熊本県国保連合会が事業主体となりまして交付されるものでございます。交付額の確定によりまして、補正するものでございます。

6 ページをお願いします。ここから歳出でございます。真ん中の款 2 保険給付費、目 1 一般被保険者療養給付費につきまして、4,356 万 8,000 円を増額計上しております。今年度の決算を見込みまして不足額を増額調整するものでございます。

7 ページをお願いします。款 7 共同事業拠出金といたしまして 3,562 万 4,000 円を減額しております。この共同事業につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、国民健康保険連合会に拠出するもので、それぞれ決算見込額に合わせて調整しております。

款 10 諸支出金、目 1 直診勘定繰出金といたしまして 803 万 1,000 円減額しております。こちらにつきましては、国保直営診療施設保健事業といたしまして、阿蘇医療センターへ繰り出すものでございます。こちらにつきましても、決算を見込みまして減額計上させていただいております。

款 11 予備費におきまして 1,108 万 4,000 円を減額しております。一般会計充当分につきまして、財源調整しているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 19 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 18、議案第 19 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 19 号、平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊の 4 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。第 1 条です。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,268 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 3,510 万 5,000 円と決めました。

5 ページをお願いいたします。歳入でございます。国・支出金など決算を見込みまして交付決定通知に基づきまして過不足額を調整しております。款 4 国庫支出金、目 1 介護給付費負担金といたしまして 6,150 万 2,000 円を増額しております。交付決定通知に基づくものですが、給付費の伸びを反映したものとなっております。真ん中の段の款 5 支払基金交付金につきまして 1,651 万 5,000 円の減額及び次の款 6 県支出金、目 1 介護給付費負担金 1,034 万 2,000 円増額、こちらにつきましても交付決定通知に基づく補正でございます。

6 ページをお願いいたします。款 8 繰入金といたしまして、目 1 介護給付費繰入金 1,254 万 1,000 円増額しておりますが、こちらにつきましても給付費の伸びを反映したものとしております。

歳入合計 7,268 万 1,000 円の増額となりました。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。主なものにつきましては、真ん中の段、款 2 保険給付費、目 1 介護サービス給付費といたしまして 1 億 432 万 3,000 円の増額としております。今年度実績から見込まれる不足額を計上するものでございます。

8 ページをお願いいたします。款 8 予備費で 3,537 万 7,000 円を減額しております。一般財源充充分につきましても財源調整をしているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 8 ページの予備費の残りですけれども、5,200 万円、これを繰り入れたとして基金はどのぐらい残る形になりますでしょうか。

それと、基金については、法律上何%基金を蓄えとかんといかんとかいう、そういった法律はございますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えいたします。

基金につきましては、今現在で 1 億 2,000 万円ほどでございます。当初予算で基金につき

ましては若干ご説明申し上げようと思っておりましたが、今回、保険料の改正になりますので、そこに基金を1億円ほど充当し、被保険者の負担軽減に努めているところでございます。残りが2,000万円ほどになります。さらに今年度の5,256万5,000円、このままいけばこの額が繰り越されることになりますので、その分が繰り越されるということになります。

基金についての積立基準というものは、明確な規定というのはございませんけれども、今後も、介護保険事業計画につきましては3年間の需要額と申しますか、サービス給付費の見込みを正確に立てておりますので、極端に基金を取り崩すような予算計上は考えておられません。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他にないようですので、質疑を終わります。

日程第19 議案第20号 平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第19、議案第20号「平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第20号、平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

別冊5をお願いいたします。

1ページをお願いします。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,264万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億400万円と定めております。

4ページをお願いいたします。歳入でございます。決算を見込みまして過不足額を調整しております。主なものといたしまして、款1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料といたしまして3,434万7,000円を減額し、目2普通徴収保険料といたしまして2,121万1,000円を増額しております。合計1,313万6,000円の減としております。なお、この保険料につきましては、熊本県広域連合に全額納付することになりますので、次のページをお願いいたします。歳出です。真ん中の段、款2後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1,313万6,000円の減ということで、先ほど歳入計上分の保険料相当額を、歳入同額を減額計上しているところでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 21 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 20、議案第 21 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題とします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） ただ今議題とさせていただきました、別冊 6 でございます。議案第 21 号、平成 29 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について、ご説明させていただきます。

6 ページからの明細書で説明いたします。

1 収益的支出、款、上水道事業費、節、動力費 560 万円増額補正しております。毎年冬場は全体的に湧水量が減りますが、この冬は 12 月から減り出しまして、殿塚水源地と予備水源でのポンプの運転を行っていること、また各家庭が凍結防止で夜中も水を出された期間が長かったことなどから、ポンプの運転時間が長くなりまして動力費が増えております。

その下でございます、節 20 の賃借料 150 万円の増額補正をしております。仮設配管リース料の増額でございます。他工事との調整によりまして、リース期間が延長となったため増額しております。災害復旧の補助対象事業費でございます。

7 ページでございます。款、簡易水道事業費、節 20 賃借料、こちらも同じでございます、仮設配管のリース料です。こちらも他工事との調整によりまして、リース期間が長くなったために増額補正しております。

節 1 固定資産の除却費 290 万円増額補正しております。平成 29 年度工事で撤去しました機材の減価償却費が残っている分の資産の減額分です。

続きまして 8 ページ、資本的支出、2 番の簡易水道事業資本的支出、節の企業債償還金 100 万円増額補正しております。これらの予算額に 100 万円を増額し、合計 4 億 3,653 万円としております。

説明については、以上でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 21 議案第 22 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 21、議案第 22 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題とします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今議題としていただきました議案第 22 号、平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について、ご説明させていただきます。

資料は、別冊 7 をご覧ください。

1 ページをお開けください。第 4 号補正になります。予算第 3 条で、病院経営に係る予算につきまして、収益的支出になりますが、医業費用を 500 万 6,000 円減額し、予備費を 500 万 6,000 円追加しております。

次に、病院の施設設備に係る予算としての第 4 条、資本的収入の予算ですが、こちらにつきましては企業債を 120 万円追加し、他会計負担金を 120 万円減額しております。3 条予算、4 条予算、どちらも既定の予算額の組み替えを行いましたので、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、いずれも予算総額の変更はございません。

次に、2 ページの第 5 条になりますが、営業運転資金に充てるため一般会計から 2,700 万円を上限として借り入れるということで上げさせていただきました。いわゆる年度末の現金不足が予測されるため、一般会計にお申し 2,700 万円を上限として借り入れをさせていただくということをお話させていただいております。

詳細につきましては、7 ページをご覧くださいと思います。医業費用の給与費になりますが、1,121 万円の減額をさせていただきました。人勤の調整と過不足の調整をしておりますが、給料、手当等でございます。特に目に付きますのが 3 看護師給料を△1,912 万 1,000 円、これにつきましては、当初予算で 83 名の看護師を予定しておりましたが、実質 79 名ということで 4 名補充ができませんでした。その分の人件費と、ただ今看護師の中で 10 人育休者がございます。その分を減額させていただいております。

5 番、事務員給料の 774 万 9,000 円の減額につきましては、これも当初 17 名の事務職員を予定しておりましたが、2 人不補充のままでしたので、その分の給与を減額させていただきました。手当の減額分についても先ほどと連動しております。看護師手当、事務員手当の減額は、以上のような不補充の結果でございます。

それと、15 番の看護師賃金につきましては 1,228 万 1,000 円の増とさせていただきましたが、これにつきましては熊本市市民病院から当初 4 名の看護師さんを受け入れておりましたが、最終的に 3 人増えまして、現在 7 名の看護師さんを当院のほうで受け入れをさせていただいております。その研修受入負担金として、市民病院に支払う金額を増額させていただいております。

20 番の法定福利費が 2,000 万円ほど上げておりますが、これは負担の利率の改定があったからということで上げております。

次に、経費なんですけど、光熱水費につきましては、電気料 400 万円ほど上げておりますが、寒波で需要が増えた影響でございます。その増減と予備費で 500 万 6,000 円増額することで調整をさせていただきました。

次に、9 ページをお開けいただきたいと思います。これにつきましては、先の補正予算の中で波野診療所の X 線撮影装置の導入に係りまして、事業費の 2 分の 1 を県補助からいただき、その補助裏に過疎債を充当させていただきたいということで予算計上させていただきましたが、制度の不承知で大変申し訳ありませんが、借入先が公営企業である場合、限度額が 2 分の 1 だったということがございましたので、今般、一般会計での借り入れを 2 分の 1 減らしていただいて、病院のほうで直接借り入れをさせていただくということでさせていただ

きました。これにつきましては、制度の不承知で議会にも、また一般会計のほうにもご迷惑を掛けることになりまして、大変恐縮しております。申し訳ございませんでした。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原です。

毎回、病院事業の報告の中で言っておりますが、今回も年度末の現金不足に充てるためということで、一般会計から2,700万円の借り入れ、どうして年度末に現金が不足するのか。その説明を求めたい。

それから、その返済計画は一般会計から2,700万円借り入れるわけですが、返済計画はどうなっているのか。

その2点について、説明を求めます。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

年度末の資金不足につきましては、12月に賞与を支払う関係で、あと診療報酬が2箇月遅れの歳入になるものですから、資金繰りといましてどうしても3月末に不足額が生じます。なお、ちなみに市政報告会の中で市民の皆様方にも報告させていただきましたが、平成27年度として28年3月末で約3億円、平成28年度として29年3月、1年前ですが、約1億円の資金不足がありました。今年度は経営努力の結果として0を目標に取り組んできたところですが、どうしても試算をした関係上、2,700万円を上限として不足が生じる恐れがあるということで、一般会計のほうにご相談申し上げたところでございます。

次に、償還につきましては、据え置き期間なしの10年ということで返済をさせていただくということで予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今の関連ですが、決算が出たら正確な数字が出ると思うんですけども、5条のこの2,700万円充てることでキャッシュフローはどのぐらい、プラマイ0ぐらいになるのでしょうか。それを質問します。

それと、同じ借り入れなんですけれども、9ページの病院事業債ですね、これはどこの銀行から借りることになるのか。それともう一つ、病院で直接病院代を会計で払いますけれども、それと別にパジャマ代とか、別の企業から請求が来るんですが、そういったところの取り決めについては、他のところから請求が来るようなことは何社かあるのでしょうか。

その3点をお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えします。

1番のキャッシュフローですが、何回も申し上げますけど2,700万円を上限といたしまし

て、これから少しでも月次の収益が改善すれば一般会計のほうにお願いする借入額は減ってくるかと思っております。当然プライマイ0ということで予定しております。

次に、入院セットについては、あくまでも入院患者様の利便性の向上を図るということで、ご家族の方がご用意できないところもあるものですから、一応入札ではございませんが、そういったことを生業としてる業者に頼みまして、うちの病院のオリジナルセットというのをつくっていただいて、それで大きな契約としては病院でしておりますが、実質的な説明だとか、そういった代金収受、それにつきましては直接会社にやっていただくことにしております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を散会いたします。どうも長時間お疲れでございました。

午後2時07分 散会